

附則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
(教育職俸給表の適用を受ける職員の職務の級の切替え)
- 2 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)(の前日において第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正前の給与法」という。)(の教育職俸給表(一)の適用を受けていた職員で施行日において同条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律(以下この項及び附則第四項において「改正後の給与法」という。)(の教育職俸給表(一)の適用を受けることとなるもの及び施行日の前日において改正前の給与法の教育職俸給表(四)の適用を受けていた職員で施行日において改正後の給与法の教育職俸給表(二)の適用を受けることとなるもの)の施行日における職務の級(以下「新級」という。)(は、施行日の前日においてこれらの者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)(に対応する附則別表の新級欄に定める職務の級とする。
(教育職俸給表の適用を受ける職員の号俸の切替え等)

- 3 前項の規定により新級を決定される職員(附則第五項に規定する職員を除く。)(の施行日における号俸(次項において「新号俸」という。)(は、施行日の前日においてその者が受けていた号俸(次項において「旧号俸」という。)(と同じ号数の号俸とする。
- 4 前項の規定により新号俸を決定される職員に対する施行日以降における最初の改正後の給与法第八条第六項若しくは第八項ただし書又は一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律(平成十年法律第二百十号。附則第七項において「平成十年改正法」という。)(附則第十二項の規定の適用については、旧号俸を受けていた期間(人事院の定める職員にあつては、人事院の定める期間)を新号俸を受ける期間に通算する。
(教育職俸給表の適用を受ける職員の職務の級における最高の号俸を超える俸給月額)の切替え等)
- 5 附則第二項の規定により新級を決定される職員のうち、施行日の前日において旧級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

(改正前の任期付研究員法第六条第四項等の規定による俸給月額に関する経過措置)

6 施行日の前日において第三条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（次項において「改正前の任期付研究員法」という。）第六条第四項又は第四条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（次項において「改正前の任期付職員法」という。）第七条第三項の規定による俸給月額を受けていた職員のうち、改正前の給与法の指定職俸給表十一号俸の額を超える俸給月額を受けていた職員の施行日以降における俸給月額は、第三条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律第六条第四項又は第四条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律第七条第三項の規定にかかわらず、施行日の前日において当該職員が受けていた俸給月額と同じ額とする。

（職員が受けていた号俸等の基礎）

7 附則第二項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の給与法若しくは平成十年改正法附則第十一項若しくは第十二項、改正前の任期付研究員法又は改正前の任期付職員法及びこれらに基づく人事院規則の規定に従って定められたものでなければならぬ。

（人事院規則への委任）

8 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律（第二条の規定を除く。）の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

（寒冷地手当に関する経過措置）

9 この項から附則第十八項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 改正前の寒冷地手当法 第二条の規定による改正前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律をいう。
- 二 改正後の寒冷地手当法 第二条の規定による改正後の国家公務員の寒冷地手当に関する法律をいう。
- 三 旧寒冷地 この法律の施行の際における改正前の寒冷地手当法第一条に規定する寒冷地をいう。
- 四 新寒冷地 改正後の寒冷地手当法別表に掲げる地域をいう。
- 五 経過措置対象職員 平成十六年十月二十九日（以下「旧基準日」という。）から引き続き次に掲げる職員（常時勤務に服する職員に限り、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員を除く。）のいずれかに該当する職員をい

う。

イ 旧寒冷地（新寒冷地に該当する地域を除く。）に在勤する職員（八に掲げる職員を除く。）

ロ 新寒冷地（旧寒冷地に該当する地域に限る。）に在勤する職員

ハ 改正後の寒冷地手当法第一条第二号の規定に基づき総務大臣が定める官署（旧寒冷地に所在するものに限る。）に在勤する職員であつて新寒冷地又は同号の規定に基づき総務大臣が定める区域に居住するもの

六 基準在勤地域 経過措置対象職員が旧基準日以降において在勤したことのある旧寒冷地のうち、改正前の寒冷地手当法第二条第一項から第四項までの規定（この法律の施行の際における同条第二項及び第四項の規定に基づく総務大臣の定めを含む。以下この項において「旧算出規定」という。）を適用したとしたならば算出される同条第一項若しくは第二項の規定による加算額又は同条第四項の規定による基準額が最も少なくなる旧寒冷地をいう。

七 基準世帯等区分 経過措置対象職員の旧基準日以降における世帯等の区分（改正前の寒冷地手当法第二条第一項、第二項及び第四項に規定する世帯等の区分をいう。以下この項において同じ。）のうち、

旧算出規定を適用したとしたならば算出される同条第一項若しくは第二項の規定による加算額又は同条第四項の規定による基準額が最も少なくなる世帯等の区分をいう。

八 みなし寒冷地手当基礎額 経過措置対象職員につき、改正後の寒冷地手当法第一条に規定する基準日（以下単に「基準日」という。）におけるその基準在勤地域をその在勤する地域と、その基準世帯等区分をその世帯等の区分とみなして、旧算出規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額を五分で除して得た額をいう。この場合においては、経過措置対象職員については、一般職の職員の給与に関する法律附則第七項の規定の適用は、ないものとする。

10 基準日（その属する月が平成十八年三月までのものに限る。）において経過措置対象職員である者のうち旧基準日から引き続き前項第五号イに掲げる職員に該当するものに対しては、改正後の寒冷地手当法第一条及び第二条の規定にかかわらず、みなし寒冷地手当基礎額の寒冷地手当を支給する。

11 基準日（その属する月が平成十八年十一月から平成二十二年三月までのものに限る。）において経過措置対象職員である者のうち旧基準日から引き続き附則第九項第五号イに掲げる職員に該当するものに対しては、みなし寒冷地手当基礎額が、次の表の上欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の下欄に掲

げる額を超えることとなるときは、改正後の寒冷地手当法第一条及び第二条の規定にかかわらず、みなし寒冷地手当基礎額から同表の上欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の下欄に掲げる額を減じた額の寒冷地手当を支給する。

平成十八年十一月から平成十九年三月まで	八千円
平成十九年十一月から平成二十年三月まで	一万四千元
平成二十年十一月から平成二十一年三月まで	二万円
平成二十一年十一月から平成二十二年三月まで	二万六千元

12 基準日（その属する月が平成二十一年三月までのものに限る。）において経過措置対象職員である者のうち旧基準日から引き続き附則第九項第五号ロ又はハに掲げる職員のいずれかに該当するものに対しては、みなし寒冷地手当基礎額から次の表の上欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の下欄に掲げる額を減じた額（以下この項において「特例支給額」という。）が、その者につき改正後の寒冷地手当法第二条第一項又は第二項の規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額を超えることとなるときは、改正後の寒冷地手当法第一条及び第二条の規定にかかわらず、特例支給額の寒冷地手当を支給す

平成十六年十一月から平成十七年三月まで	六千元
平成十七年十一月から平成十八年三月まで	一万円
平成十八年十一月から平成十九年三月まで	一万四千元
平成十九年十一月から平成二十年三月まで	一万八千元
平成二十年十一月から平成二十一年三月まで	二万二千元

る。

13 改正後の寒冷地手当法第二条第三項及び第四項の規定は、前三項の規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象職員である者について準用する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあるのは「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第 号。以下「平成十六年改正法」という。）附則第十項から第十二項まで」と、同項第一号及び第二号中「前二項」とあるのは「平成十六年改正法附則第十項から第十二項まで」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「平成十六年改正法附則第十項から第十二項まで及び平成十六年改正法附則第十三項において読み替えて準用する前項」と、「第一項又は第二項」とあるのは「平成十六年改正法附則第十項から第十二項まで」と、同項

第一号及び第二号中「前項各号」とあるのは「平成十六年改正法附則第十三項において読み替えて準用する前項各号」と読み替えるものとする。

14 附則第十項から前項までの規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象職員である者（以下この項において「支給対象職員」という。）との権衡上必要があると認められるときは、基準日において支給対象職員以外の経過措置対象職員である者に対しては、改正後の寒冷地手当法第一条及び第二条の規定にかかわらず、総務大臣の定めるところにより、附則第十項から前項までの規定に準じて、寒冷地手当を支給する。

15 検察官であつた者又は一般職の職員の給与に関する法律第十一条の七第三項に規定する給与特例法適用職員等であつた者が、旧基準日の翌日以降に引き続き同法の俸給表の適用を受ける職員となり、旧寒冷地に在勤することとなつた場合において、任用の事情、旧基準日から当該在勤することとなつた日の前日までの間における勤務地等を考慮して附則第十項から前項までの規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象職員である者との権衡上必要があると認められるときは、基準日において当該職員である者に対しては、改正後の寒冷地手当法第一条及び第二条の規定にかかわらず、総務大臣の定めるところにより、附則第十項から前項までの規定に準じて、寒冷地手当を支給する。

16 附則第十項から前項までの規定により寒冷地手当を支給する場合における改正後の寒冷地手当法第三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第 号）附則第十項から第十五項まで」とする。

17 附則第十四項及び第十五項の規定に基づく総務大臣の定めは、人事院の勧告に基づくものでなければならぬ。

（防衛庁の職員への準用）

18 附則第九項から前項までの規定は、国家公務員法第二条第三項第十六号に規定する職員について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第九項第三号	第一条	第七条第一項及び第二項において準用する改正前の寒冷地手当法第一条
附則第九項第五号	国家公務員法（昭和二十二年法律第 号）	自衛隊法（昭和二十九年法律第百六 号）

	<p>百二十号)第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項</p>	<p>十五号)第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項又は第四十五条の二第一項</p>
<p>附則第九項第五号イ</p>	<p>在勤する職員</p>	<p>在勤する職員及び当該旧寒冷地に防衛庁長官の定める定係港を有する船舶に乗り組む職員</p>
<p>附則第九項第五号ロ</p>	<p>在勤する職員</p>	<p>在勤する職員及び当該新寒冷地に防衛庁長官の定める定係港を有する船舶に乗り組む職員</p>
<p>附則第九項第五号ハ</p>	<p>第一条第二号</p>	<p>第五条において準用する改正後の寒冷地手当法第一条第二号</p>
<p>附則第九項第五号ハ及び第六号、第十四項、第十</p>	<p>総務大臣</p>	<p>内閣総理大臣</p>

<p>五項並びに前項</p>		
<p>附則第九項第六号及び第七号</p>	<p>第二条第一項</p>	<p>第七条第一項及び第二項において準用する改正前の寒冷地手当法第二条第一項</p>
<p>附則第九項第八号</p>	<p>寒冷地手当の額</p>	<p>寒冷地手当の額(自衛官にあつては、改正前の寒冷地手当法第七条第三項の規定に基づき内閣総理大臣が定める期間内の各月に分割して支給される寒冷地手当の額を合算した額)</p>
<p>附則第十項から第十二項まで、第十四項及び第十五項</p>	<p>第一条</p>	<p>第五条において準用する改正後の寒冷地手当法第一条</p>

附則第十二項	第二条第十項	第五条において準用する改正後の寒冷地手当法第二条第一項
附則第十三項	第二条第三項	第五条において準用する改正後の寒冷地手当法第二条第三項（第二号を除く。）
	附則第十項	附則第十八項において準用する平成十六年改正法附則第十項
	同項第一号及び第二号中「前二項	同項第一号中「前二項
	附則第十三項	附則第十八項において準用する平成十六年改正法附則第十三項
	準用する前項各号	準用する前項第一号及び第三号」と、「同項各号」とあるのは「同項第一号及び第三号

附則第十五項	一般職の職員に関する法律	防衛庁の職員に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十四条第二項及び第三項において準用する一般職の職員に関する法律
	同法の	防衛庁の職員に関する法律
	第四条第一項、第二項及び第五項に規定する	
附則第十六項	第三条第一項	第五条において準用する改正後の寒冷地手当法第三条第一項
	（附則第十項	（附則第十八項において準用する同法附則第十項
前項	人事院の勧告に基づく	一般職の国家公務員との均衡を考慮

(二) 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

19 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十二年法律第百五十四号)の一部を次のように改正する。

附則第十五項を削り、第十六項を第十五項とし、第十七項を第十六項とし、第十八項から第二十二項までを削り、第二十三項を第十七項とし、第二十四項を第十八項とし、第二十五項から第三十一項までを削る。

(一) 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

20 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成八年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十四項中「第十一条の八第一項又は第二項」を「第十一条の八第一項」に改める。

附則第十七項中「義務教育等教員特別手当」を「期末特別手当」に改める。

附則第二十八項中「義務教育等教員特別手当」を「管理職員特別勤務手当」に改める。

(国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正)

21 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第百七十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第八項ただし書中「国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和二十四年法律第二百号)に基づく寒冷地手当(以下「寒冷地手当」という。)を支給する」を「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号)第二条の規定による改正前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和二十四年法律第二百号)に基づく寒冷地手当(以下「旧寒冷地手当」という。)を支給していた」に改め、「投票所については」の下に、「当該旧寒冷地手当の支給地域の区分に応じ」を加える。

第六条第三項ただし書中「寒冷地手当を支給する」を「旧寒冷地手当を支給していた」に改め、「選挙分会については」の下に、「当該旧寒冷地手当の支給地域の区分に応じ」を加える。

第九条第六項ただし書中「寒冷地手当を支給する」を「旧寒冷地手当を支給していた」に改め、「演説会場については」の下に、「当該旧寒冷地手当の支給地域の区分に応じ」を加える。

第十三条第四項ただし書中「寒冷地手当を支給する」を「旧寒冷地手当を支給していた」に改め、「場合においては」の下に、「当該旧寒冷地手当の支給地域の区分に応じ」を加え、同項の表中「地域」を「旧寒冷地手当の支給地域」に改める。

(国家公務員災害補償法の一部改正)

22 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「第十三条の三」を「第十四条」に、「管理職員特別勤務手当及び義務教育等教員特別手当」を「及び管理職員特別勤務手当」に改める。

(裁判所職員臨時措置法の一部改正)

23 裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

第五号中「第五条第二項及び第六条」を「第三条第二項及び第四条」に改める。

(在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部改正)

24 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第十九条の十一」を「第十九条の十」に改める。

(国家公務員倫理法の一部改正)

25 国家公務員倫理法(平成十一年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「から又まで」を「又は子」に改め、同号下中「四級」を「三級」に改め、同号下中「三級以上」を「三級」に改め、同号中及び又を削り、ルをリとし、ヲからタまでを又から力までとする。

(判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律の一部改正)

26 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律(平成十六年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「第十三条の三第二項」を「第十四条第二項」に改める。

附則別表 教育職俸給表の適用を受ける職員の職務の級の切替表

俸給表	旧 級	新 級
教育職俸給表(一)	2 級	1 級
	3 級	2 級
	4 級	3 級
	5 級	4 級
教育職俸給表(四)	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級